

特定地域づくり事業推進全国協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、特定地域づくり事業推進全国協議会（以下「協議会」という。）という。

(目 的)

第2条 協議会は、地域人口の急減に直面している地域を有する道府県相互に情報共有及び連携を図り、特定地域づくり事業の推進のために必要な施策の促進を図ることを目的とする。

(組 織)

第3条 協議会は、特定地域づくり事業を推進する道府県のうち、協議会の目的に賛同する道府県（以下「会員」という。）をもって構成する。

(事 業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（人口急減地域特定地域づくり推進法）（令和元年法律第六十四号）による事業の促進
- (2) 特定地域づくり事業の情報収集・交換
- (3) その他、必要と認められる事項

(役 員)

第5条 協議会に、次の各号の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員が辞任したとき、後任の役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員選任)

第8条 役員選任は次の各号に掲げる方法で行う。

(1) 会長及び副会長は、総会で選任する。

(2) 設立時の会長は、鹿児島県知事をもって充てる。

(3) 設立時の副会長は、北海道知事、福島県知事、島根県知事をもって充てる。

(会議)

第9条 協議会の会議は、総会とし、必要の都度、会長がこれを招集する。

2 総会は、第3条に定める会員をもって構成する。

3 総会の議長は、会長をもって充てる。

4 総会は、次の各号を審議する。

(1) 事業計画及び事業報告に関する事

(2) 規約の改正に関する事

(3) その他、会長が必要と認めた事項に関する事

5 総会は、書面により開催することができる。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、鹿児島県総合政策部地域政策課内に置く。

3 事務局に、事務局長を置き、地域政策課長をもって充てる。

4 事務局長は、協議会の連絡調整等の執行にあたる。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規約は令和6年4月25日から施行する。